

平成 3 0 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成 2 9 年 1 1 月

関 東 地 方 知 事 会

平成29年10月18日に開催した関東地方知事会議において、
別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について
御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成29年11月

関東地方知事会

会 長	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	茨 城 県 知 事	大 井 川 和 彦
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	後 藤 齋
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

目 次

1	地方分権改革の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	国民保護事案に関する対策の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 15
3	少子化対策の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 17
4	農地集積・集約化への支援について	・ ・ ・ ・ ・ 20
5	障害者の自立のための環境整備の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 21
6	児童養護施設における人材の確保・定着について	・ ・ ・ ・ ・ 23
7	農業の担い手の減少や労働力不足への対応強化について	・ ・ ・ ・ ・ 25
8	訪日外国人旅行者の受入環境整備の充実について	・ ・ ・ ・ ・ 27
9	「地方創生回廊」の早期実現に向けたリニア中央新幹線 や高速道路網の整備について	・ ・ ・ ・ ・ 29
10	地震・火山噴火対策等の推進について	・ ・ ・ ・ ・ 31
11	社会基盤施設の整備及び老朽化対策に対する支援に ついて	・ ・ ・ ・ ・ 37

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠である。

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げた「地方創生」の取組が本格化する中、地方分権改革はその基盤となるものであり、極めて重要なテーマとして、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は、これまで、国と地方の協議の場に関する法律や累次にわたる一括法の成立、「提案募集方式」の導入などにより地方分権改革を進めてきた。しかし、国から地方への事務・権限の移譲に関して地方が移譲を求めてきたものの一部しか実現していないことや、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されてきたこと、「提案募集方式」による地方からの提案について実現に至らなかったものが相当数あることなど、その取組は十分とは言えない状況にある。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

また、我が国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、臨時財政対策債の累増や社会保障関係費等が増加する中であって、消費税率 10%への引上げが再延期されるなど、引き続き厳しい状況にあることから、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は真の地方分権型社会の実現と、それにふさわしい地方税財政制度の構築のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、これまでの一括法等によって国から地方へ移譲される事務・権限にとどまらず、地方の意見を十分に踏まえ、これまで地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、積極的に取り組むこと。

特に、第6次地方分権一括法の成立により導入された「地方版ハローワーク」や地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組みなどの新たな雇用対策の仕組みについては、人的・財政的支援、国と同等の求人・求職情報の提供などの点に課題も残されていることから引き続き地方と協議を重ね、より実効性のある制度とすること。また、ハローワークの地方移管については、これで最終決着とせず、全面移管を実現すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本

位の施策を推進できるようにするため、「従うべき基準」は真に必要なものに限定すること。

既に設定された「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すとともに、今後の見直しに当たっても、地方の裁量を許さない新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

なお、設置基準等が条例に委任される施設等については、地方が独自に基準を策定した場合でも、国庫補助負担金や介護報酬の設定などを通じて、実質的に地方の自由度を損なうことのないよう留意すること。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

3 「提案募集方式」による改革の推進

「提案募集方式」について、昨年度は、地方からの提案のうち、約77%について実現・対応する旨の方針が示されたが、その中には「検討」とするとされた提案や提案どおりの対応になっていないものも含まれており、今年度は地方から311件の提案を行ったが、関係府省からの現時点での回答は、前向きな内容のものがある一方、対応が困難とされたものも多いことから、今後は制度導入の趣旨を踏まえ、具体的な支障事例等を基礎とするだけでなく、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視し、多くの提案が実現されるよう政府全体として積極的に取り組むこと。

加えて、本来の提案の趣旨が税制改正を求めるものではなかったにも関わらず、要項上「国・地方の税財源配分や税制改正」に関することが提案の対象外であることを理由として、提案自体が認めら

れないケースもあったので、改善を行うこと。

また、これまでの対応方針に掲載された全ての事項の進捗状況を適宜確認し、地方と情報共有を図るとともに、「検討」するとされている提案についても政府全体として適切なフォローアップを行うこと。第7次地方分権一括法等により措置された事項については、地方が条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令を整備すること。

さらに、税財源に関することも提案対象とするなど、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、見直しを行うこと。

なお、「提案募集方式」があることを理由に、国自らによる権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の検討をしないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

4 国による規制改革の推進

地方創生の取組を具現化し、力強い潮流をつくっていくために、地方分権改革の推進と併せて、地域の実情を考慮した規制改革を進めること。

この場合において、規制改革実施計画の着実な実施を図ることはもちろん、規制改革ホットラインに寄せられた要望の実現に向け積極的に検討するとともに、「地方創生特区」を含む国家戦略特区や構造改革特区において、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むなど、大胆な規制改革を講ずること。

また、国家戦略特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。

なお、国が検討を進めている地方における規制改革については、これまで着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定することのないよう、議論を行うこと。

5 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、分科会も積極的に活用するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

6 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

Ⅱ 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化のための抜本的改革

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするために、地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革を行うこと。

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていないことから、地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が偏在是正措置という名目で地方間の水平調整に置き換えられないようにすること。

また、平成 31 年 10 月に創設される法人事業税交付金については、都道府県が独自に実施している超過課税による税収も交付金の財源とされているが、課税自主権の観点から、超過課税による税収については交付金の財源から除くなど、制度開始前に地方の意見を踏まえて対応を検討すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

2 地方創生に必要な財源の確保

現在、国において一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められているが、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる社会を創り上げていくために、全国的に高まっている地方創生の大きな流れを更に加速させていくこと。

平成 29 年度の地方財政計画において「まち・ひと・しごと創生事業費」は前年度同額が確保されるとともに、「地方創生推進交付金」も前年度同額を確保した上で、運用の弾力化が図られたところであるが、地方創生の実現に向けては、それぞれの地方の実情に合わせた継続的かつ主体的な取り組みが必要であるため、十分な財源を確保すること。特に、地方創生推進交付金については、施設整備事業に係る要件をさらに緩和するなど、自由度を一層高めるとともに、年度当初から事業着手ができるよう早期の交付決定を行うなど、地方においてより使い勝手のよいものとする。

また、平成 28 年度第二次補正予算で創設された地方創生拠点整備交付金については、地方創生の推進に有効であることから、複数年にわたる地域再生計画に基づく拠点づくりなどの施設整備等を実施できるよう、継続的に予算を確保すること。

3 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれる中、その増収分が社会保障財源となるべき消費税及び地方消費税の引上げが再延期されたことから、10%への引上げまでの間、地方が社会保障の充実に向け取り組むための必要な財源は国が確実に措置すること。また、10%への引上げの際には、増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けるという原則や、地方が社会保障分野において担っている役割、社会保障分野における地方単独事業の重要性を十分に踏まえ、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。なお、軽減税率の導入により、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源を確実に確保すること。

また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化に向けた検討を更に進めるとともに、「国と地方の協議の場」等において地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度の見直しについては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるが、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、引き続き地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。その際には、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、全ての地方自治体に対して財源を確保すること。

なお、国民健康保険の財政基盤の強化のため、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援の拡充に

については、国と地方との信頼関係を損なうことのないよう、消費税及び地方消費税率の引上げ等の状況に関わらず、国の責任において確実にを行うこと。

さらに、医療費適正化への取組を踏まえた国民健康保険の普通調整交付金の配分方法等の見直しに当たっては、所得調整機能を維持することを基本とするとともに、新制度への円滑な移行に配慮し、地方の実情を十分に把握した上で検討を進めること。

4 車体課税の見直しへの対応

車体課税の見直しに伴う自動車取得税の廃止に当たっては、都道府県はもとより市町村への影響が大きいことから、自動車取得税がこれまで地方の社会基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、環境性能割で確保できない減収分について地方財政計画において確実に措置するなど、地方自治体に減収が生じることのないようにすること。

なお、平成 29 年度与党税制改正大綱では、平成 31 年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずることとされているが、都道府県の基幹税である自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう具体的な代替税財源の確保を前提とすること。

5 地球温暖化対策のための税財源の確保

森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成 29 年度与党税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、

地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。」とされたところであり、国において平成 29 年 4 月に「森林吸収源対策税制に関する検討会」が設置され、検討が進められているが、検討に当たっては、地方の意見を取り入れながら、都道府県・市町村の役割分担などの課題について十分に整理すること。

また、税収の使途について、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整した上で、全額を地方に配分するとともに地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みとし、住民の理解が得られるよう丁寧な説明等に努めること。

6 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

また、法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行することから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

7 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

平成 28 年度税制改正においては、法人実効税率の引下げに当たり、法人事業税の外形標準課税の拡大等による課税ベースの拡大を行うことで財源を確保することとされたが、今後も更なる税率の引下げを行う場合には、恒久減税には恒久財源を用意するという原則に則り、地方税による代替財源を確実に確保し、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのない

ようにすること。

法人税改革を継続する中で、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う場合には、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への負担に配慮し慎重に検討すること。

また、分割基準のあり方について検討する場合には、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点を踏まえるとともに、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とし財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

さらに、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税については、地方自治体の判断を尊重すること。

8 ゴルフ場利用税の堅持

平成 29 年度与党税制改正大綱において、ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討することとされたが、ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応しており、また、その税収の 7 割が所在市町村に交付金として交付され、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとって貴重な財源となっていることから、厳しい地方団体の財政状況等を踏まえ、現行制度を堅持すること。

9 地方消費税の清算基準の適正化

地方消費税の清算基準のあり方については、平成 29 年度与党税制改正大綱を踏まえ、国において平成 29 年 4 月に「地方消費税に関する検討会」が設置され、検討が進められているが、清算基準は最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるためのものという制度本来の趣旨を踏まえ、可能な限り経済活動の実態を考慮したも

のとすることとし、財政調整を目的とした見直しは行わないこと。

10 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成 25 年 3 月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

11 地方交付税の復元・充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であるが、今後社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中、地方財政計画の歳出総額はピーク時から減少しており、地方は増加する社会保障関係費の財源を給与関係経費や投資的経費の削減により捻出していることから、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。

特に、平成 29 年度地方財政対策では、歳出特別枠について実質的に前年度水準が確保されたが、地方歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、高齢化に伴う社会保障関係費の

自然増や人口減少・少子化への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、引き続き、歳出特別枠を実質的に同水準確保し、地方歳出の一方的な削減は行わないこと。

また、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるものを基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）の対象業務が段階的に拡大されているが、国による政策誘導とならないよう、引き続き、条件不利地等、地域の実情に配慮し、交付税の財源保障機能が確保されるようにすること。

なお、地方の積立金が増加していることから地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、近年の財政調整基金の増加は、将来の税收変動に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れであり、また、大規模災害や経済不況による税收減等不測の事態により生ずる財源不足については、歳出削減や基金取崩し等により対応せざるを得ないことを踏まえ、短期的な積立金の増減による安易な歳出削減の議論は行わないこと。

平成 29 年度は前年度からの繰越金がないなど近年にない非常に厳しい状況の中で、国において可能な手段を最大限活用し、地方交付税の原資を確保することにより臨時財政対策債の増加が抑制されたが、臨時財政対策債については、特例的な措置であるにも関わらず、依然として継続され地方の財源不足は解消されていないことから、臨時的措置で対応することなく、税源移譲や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策を講じ、平成 31 年度の期限を待たずに、速やかに廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

また、廃止までの間、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにすること。

12 国庫補助負担金の見直し

地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく自主財源である地方税への税源移譲を進めることが重要であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係る国庫補助負担金については、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。無論、国の負担を地方に付け替えるような一方的な見直しは厳に慎むこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

さらに、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。また、国庫負担金については、法令に基づいて地方自治体が実施しなければならない事務であって、国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くこと。

また、国が都道府県を介さずに民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものであることから、

「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里地里山整備等の地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方自治体が実施する事業との連携を図り効果を最大限に発揮できる制度とすること。

13 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課す

ものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲とあわせ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

2 国民保護事案に関する対策の推進について

北朝鮮が相次いで弾道ミサイルの発射や核実験を強行するなど、国際情勢が緊迫化する中、我が国もその脅威に直面している。

また、通信・電力等のインフラが狭い国土に集積し、高度に情報化した我が国においては、EMP（電磁パルス）攻撃やサイバー攻撃による被害も極めて深刻なものとなることが予想される。

こうした状況を踏まえ、国民等が安心して住み、働き、訪れることが出来るよう、国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 我が国の平和と安全を守り、核・ミサイル問題の解決を図るために、国際社会と緊密に連携し実効ある措置を講じること。
- 2 ミサイルの発射時刻や種別、方向、着弾地点など、ミサイルに関する詳細な情報及び核実験に関する情報について、的確に情報収集を行うとともに、地方公共団体に対して迅速に情報提供を行うこと。合わせて、国民に対しても同様に迅速な情報提供を行うこと。
- 3 国民に対して国民保護に関する措置の重要性について普及啓発を積極的に行い、弾道ミサイル発射など、具体的な事態に対する理解を促進すること。
- 4 EMP攻撃やサイバー攻撃については、国民生活に不可欠な社会的インフラに対し、広範囲にわたり多大な影響を及ぼすことが懸念されるとともに、国民保護事案に発展するおそれもあることから、国として対応すべき課題である。そのため国は検討を加速

化させ、被害や国民生活への影響を予測し、対策についての的確に実施するとともに、早急に地方公共団体や国民に対しても情報提供を行うこと。

3 少子化対策の推進について

国立社会保障・人口問題研究所が実施した第15回出生動向基本調査（H27）によると、夫婦の理想とする子ども数は2.32人、実際に持つ予定の子ども数は2.01人といずれも過去最低になるとともに、予定の子ども数が理想の子ども数を下回っている理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答した夫婦が56.3%と最も多くなっている。

また、内閣府が実施した結婚・家族形成に関する意識調査（H26）によると、「結婚しなくてもよい」と回答した20歳から39歳の男女が3割を超えるなど、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の流れが今後も続くことが懸念されている。

こうしたことから、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会の実現を目指すため、結婚支援、出産・育児の不安解消、子育て世代の経済的負担軽減や、待機児童解消、ワーク・ライフ・バランス推進などの仕事と子育ての両立支援が喫緊の課題となっている。

さらに、若者の結婚に対するポジティブイメージの醸成や、世代を引き継いでいくことの大切さを認識してもらうことも含め、結婚・妊娠・出産・子育てに対する温かい社会づくりが必要である。

我が国における合計特殊出生率は1.44（H28）と低迷し、国が推進する「ニッポン一億総活躍プラン」にて掲げる目標「希望出生率1.8の実現」を達成するためには、一刻の猶予もない危機的状況にある。

少子化対策は、将来にわたって我が国が活力を維持していくための最重要課題であることから、結婚・妊娠・出産・子育てに対するあらゆる支援に国が自ら主体的に取り組むとともに、地方自治体にとっても地方創生の要であることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実させるため、結婚支援などに対象事業が特化されている地域少子化対策重点推進交付金について、妊娠・出産・子育ての支援に係る取組を対象事業に加えるとともに、地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施するため、補助率の拡大や運用の弾力化を図ること。

2 夫婦が理想とする数の子どもを持つことができるよう、保育料の無償化などをはじめとした子育て世帯への財政的支援に取り組むこと。

また、妊娠・出産を希望する夫婦に対しては、特定不妊治療に対する助成内容のさらなる拡充や医療保険の適用を図るとともに、早期に不妊治療を開始できるよう不妊検査費の助成制度を創設すること。

3 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行と定着を促進し、施設整備などの「量の拡充」及び職員の処遇改善などの「質の向上」を着実に進めるため、国において必要な額を確保すること。

特に、職員の処遇改善については、保育士不足の課題を抱える地域の実情に鑑み、全産業と比較して低位にある保育士給与の格差是正や、保育士の働きやすい職場環境の改善に向けて、国が責任を持って主体的に取り組むこと。

4 未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、国として結婚や子育ての素晴らしさを伝えるための機運醸成に積極的に取り組むとともに、小学校から高等学校までの道徳教育などにおいて、世代を引き継いでいくことの大切さを認識したり、妊娠・出産に関する医学的に正しい知識を身に付けたりできるように取り組むこと。

5 子どもの貧困対策について、国が定める「子供の貧困対策に関

する大綱」に示されている取組を恒久的かつ実効性のある施策として推進するため、さらなる財政的支援の充実を図るとともに、国が主体となって、都道府県別の子どもの相対的貧困率に係る調査を実施し、現状の把握等に努めること。

また、各都道府県が子どもの生活実態を様々な視点から把握し、よりきめ細やかに施策に反映するための調査を円滑に実施できるよう、方法や項目などについての統一基準をガイドラインとして示すこと。

4 農地集積・集約化への支援について

国では、担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業を推進している。さらに、今般、この農地中間管理事業を一層推し進めるため、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が借り入れている農地について、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度（機構関連事業）を創設したところである。

しかし、農地中間管理事業における農地の集積については、その手続が煩雑であること等から、農地の集積の加速化には効果を発揮しきれておらず、平成 28 年度末の農地集積率は、全国平均で全農地面積の 54%にとどまっており、平成 35 年度までに集積率を 80%とする全国目標の達成のための取組強化が必要である。また、機構関連事業についても、事業対象農地の全てを機構が借り入れることが要件の一つとされているが、所有者不明の農地に対応できないため、せっかくの制度趣旨が十分に生かされないことが懸念される状況となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 農地中間管理事業の手続を簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ること。
- 2 所有者不明の農地についても機構関連事業に組み込むことを可能にする法整備を図ること。

5 障害者の自立のための環境整備の推進について

障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行され、今後、障害者の自立した地域生活のための施策のさらなる推進が求められる。

近年、特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にある中で、障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実、障害者を雇用する企業に対する支援のほか、社会福祉施設等における生活支援など、総合的な対策を行う必要がある。

ついては、障害者が地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 キャリア教育・職業教育を推進するため、特別支援学校で就労支援にあたる専任教員の定数配置を行うこと。
- 2 特別支援学校高等部の整備について、小・中学部と同等の支援となるよう、国庫補助予算額の確保を行うこと。
- 3 障害者を雇用する中小企業や農業経営体等に対する財政的な支援等の拡充を図ること。
- 4 民間企業の障害者実雇用率について、都道府県における施策実施に資するよう、事業所所在地毎の集計結果を公表すること。
- 5 「障害者の雇用の促進等に関する法律」において支援対象となっているが障害者手帳を持たない難病患者、高次脳機能障害者及び発達障害者等の雇用を促進するため、障害者手帳の有無にかかわらず、法定雇用率制度の対象とすること。

- 6 グループホームや就労系事業所等を計画的に整備するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策の充実を図ること。

6 児童養護施設における人材の確保・定着について

平成 28 年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、前年度比 18.7%増の 12 万 2578 件で過去最多を更新するなど、深刻な状況が続いている。

児童養護施設では、虐待を受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、これまで以上に個別的できめ細かな処遇が求められている。また、専門的な知識・技術をもって適切な心理的ケアを行うことも必要とされている。

さらに、退所児童の自立の支援や、家庭に対する親子関係の修復などの支援も求められている。

こうしたことから、児童養護施設には児童の処遇に一定の経験を有し、専門的能力をもった職員を十分な数、配置することが以前にも増して必要とされている。

しかし、実態は 24 時間 365 日の対応が必要な中、十分な数の職員が確保できず、経験の浅い職員にも過重な負担がかかり早期に退職してしまう悪循環に陥っている。

国が定める職員の配置基準を見直し職員の負担軽減や勤務条件の改善を図ることにより、人材の確保・定着を進める必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 児童養護施設の直接処遇職員（児童指導員・保育士）の予算上の配置基準を、就学後の児童について現在の 4 : 1 から 3 : 1 とすること。
- 2 児童養護施設の個別対応職員及び心理療法担当職員は、施設規模に応じた複数配置を認めること。
- 3 児童養護施設において、退所者の相談、自立のための生活支

援・就労支援や関係機関との連携などのアフターケアを専門に担当する職員を創設すること。

- 4 児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員の複数配置を認めるなどの改善を進めること。

7 農業の担い手の減少や労働力不足への対応強化について

農業の担い手の減少・高齢化が進む中、農業の持続的発展と農村の振興を図るためには、農業の競争力を強化することが必要であり、地域農業の担い手の生産性向上や経営規模の拡大が求められている。

このような中、省力化や高品質生産を実現するため、ロボット技術や ICT 等を活用したスマート農業が注目されており、最新技術の導入を進めているが、大規模な農家を前提としたものや多機能なものが多いことから導入コストが高く、早期の普及を図るためには、農業者のニーズを踏まえた低価格な機械の開発が必要である。

また、各産地において、農繁期の労働力確保が大きな課題となっている中、本年6月の「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の成立により、適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする、規制改革メニューが追加されたところであり、この「農業外国人の就労解禁」の特例措置は全国的に活用のニーズが高い。

さらに、本年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行される予定であり、優良な監理団体及び実習先に限り実習期間が現行の最大3年間から5年間に延長となるなどの制度改正が行われることとなる。

しかしながら、実習生は単一経営体で技術習得することとなっており、複数経営体で短期間の実習ができるよう制度を見直すことで、様々な技術の習得が可能となり、より多くの外国人技能実習生の受け入れが見込まれる。

こうした状況から、農業の担い手の減少や労働力不足への対応を強化し、農業の持続的発展に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 農業の担い手の減少や労働力不足への対応として、機械化やロボット技術の早期普及を図るため、農業者のニーズを踏まえた低価格な農業機械の開発を促進すること。
- 2 国家戦略特区の規制改革メニューに認められた「農業外国人の就労解禁」の特例措置の活用が一層図られるよう、区域の追加指定を行うとともに、併せて全国展開の早期実現を図ること。
- 3 様々な技術の習得が可能となる複数の経営体での技能実習ができるよう、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に係る制度の運用を拡充すること。

8 訪日外国人旅行者の受入環境整備の充実について

日本を訪れる外国人旅行者は増加の一途を辿っており、2016年には2,400万人を超え、今後は、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、更なる訪日外国人旅行者数の増加が見込まれる。

こうした中、国においては、訪日外国人旅行者数4,000万人(2020年)、6,000万人(2030年)の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑化を図るため、外国人旅行者の受入環境の整備に関する補助事業を行っている。

この補助事業は、都道府県や市町村、民間事業者が各地域において、主体的に外国人旅行者の受入環境整備を進めていくに当たって大きなインセンティブになっているが、補助の対象となっているエリアや施設が限定されているなどの課題がある。

そのため、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、自治体や民間事業者による受入環境整備を更に加速していくためには、この補助事業の使い勝手を向上させ、制度を充実することが必要であるため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 訪日外国人旅行者が快適・円滑に滞在・移動できる環境の整備を促進するため、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金に係る予算規模を拡充すること。
- 2 訪日外国人旅行者が日本で快適に過ごせる環境の整備を促進するため、宿泊施設や観光案内所等の整備に係る補助事業の補助率を1/2へ引き上げること。

- 3 補助対象事業者が事業に取り組みやすい環境を整えるため、宿泊事業者に対する補助上限の撤廃又は引上げ、及び客室部分に対する整備の補助対象への復活に加え、協議会構成宿泊事業者数や補助金交付回数制限の緩和、観光拠点情報・交流施設等に係る立地要件の撤廃など、補助事業の使い勝手の向上を図ること。

9 「地方創生回廊」の早期実現に向けたリニア中央新幹線や高速道路網の整備について

国が進める「地方創生回廊」構想は、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワークや高速道路網などの高速交通ネットワークを活用し、北から南まで地方と地方を結び、全国を一つの経済圏に統合することで、人や産業を地方に呼び込み、新たな雇用を創出する、地方創生の礎となるものである。

特に、地方創生回廊のハブとなる東京と、名古屋及び大阪の三大都市圏を新たなルートで結ぶリニア中央新幹線は、それぞれの地域の特色ある発展を支え、我が国全体に活力をもたらすことが期待されている。

こうしたリニア中央新幹線がもたらす効果を、地域の隅々まで行き渡らせるためには、現在、整備が進められている高速道路網などとの高速交通ネットワークの形成や、それにつながるリニア関連交通インフラの整備、リニア駅周辺における広域交流拠点の形成が重要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 「地方創生回廊」構想の一翼を担う中部横断自動車道など、高速道路網の整備を促進すること。
- 2 リニア中央新幹線の開業効果を見据え、リニア駅と各地域を結ぶ円滑な移動を確保するため、沿線自治体が行うリニア関連の道路整備等に対し、補助制度の創設なども含めて、十分な予算措置、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること。
- 3 リニア駅の周辺に必要な広域交流拠点としての施設整備は、主として地方が行うことになり、地方に大きな財政負担が生じるた

め、十分な予算措置、地方負担に対する適切な財政支援を講ずること。

10 地震・火山噴火対策等の推進について

近年、我が国は様々な災害に見舞われている。東日本大震災後も、台風及び集中豪雨による水害・土砂災害や火山噴火等により、多大な人的・物的被害が発生した。南海トラフ地震は、最悪の場合で約32万人の死者数という深刻な内容の推計が行われている。また、我が国はプレート境界に位置することから、南海トラフ地震以外にも、活断層によるものも含め各地において地震・津波が発生し得る状況にある。

地方公共団体においては、大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震・火山噴火対策等を推進していくことが必要である。よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を確実に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、財政上の支援措置を講ずること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、地震防災上緊急に整備すべき施設整備、「津波防災地域づくりに関

する法律」の実効性確保、高台移転及び地籍調査の推進など事前防災や減災に資するハード・ソフトの対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置を講じること。

- (2) 防災機能の向上に資する無電柱化について、事業推進に向けた必要な財源の確保及びコスト縮減とコンパクト化を図る技術開発を推進すること。
- (3) 住宅の耐震化を促進するため、国の補助制度を地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とするなど、利用しやすい制度に改善すること。
- (4) 耐震診断が義務付けられたホテル・旅館などの大規模建築物の耐震化を促進するため、国の雇用調整助成金の適用拡大など、事業者の負担を軽減するための制度改善を行うこと。

3 災害時における物流体制の充実・強化

発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

4 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。
- (2) 障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備を講

じること。

- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について支援策を講じること。
- (4) 避難所や車中泊の避難者の名簿作成、り災証明書発行などの被災者支援を容易にし、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入のための技術支援とより一層の財政支援を行うこと。

5 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

6 風水害対策の充実・強化

- (1) 豪雨の激化や台風の大型化に対して、河川、海岸、砂防及び治山の施設整備などのハード対策やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、治山・治水事業について更なる財政支援を行うこと。

また、土砂災害と洪水氾濫、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的支援を行うこと。

- (2) 近年の土砂災害では、土石流とともに流下する流木が被害を増大させているため、流木捕捉機能を備えた砂防堰堤や治山ダムなどの整備及び改良や、流木の発生源となるおそれの

ある荒廃森林の整備について更なる財政支援を行うこと。

7 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 水蒸気噴火を含め火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引き上げ等に結びつけられるよう、観測体制の強化と噴火警戒レベルの運用改善に取り組むとともに、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じること。
- (2) 外国人を含めた登山者等の生命を守るため、地方公共団体及び民間が行う山小屋や登山道でのWi-Fi環境整備、シェルターなどの避難施設や避難路の整備及び火山防災マップの作成や避難訓練の実施等について、必要な技術的・財政的な支援の充実を行うこと。
- (3) 富士山は噴火すれば首都圏のみならず全国的にも影響を及ぼすことから、国が主体となって富士山ハザードマップの改訂を行うこと。

8 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生す

る高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、U P Z 外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期に亘る場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、P A Z の内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布

体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。

- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

11 社会基盤施設の整備及び老朽化対策に対する支援について

国民生活や経済・社会活動を支える社会基盤施設の整備は、強力に推進していかなければならない。特に道路の整備は地方創生、国土強靱化及び生産性向上を実現する上で不可欠なものであることから、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」

（以下、道路財特法）によって、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の嵩上げ措置が行われてきたところである。この嵩上げ措置が平成 29 年度末で切れ、国道や都道府県道等の補助率等が平成 30 年度から低減されることは、財政力の弱い地方公共団体にとって死活問題であり、道路整備の停滞を招くものである。

同時に、我が国の社会基盤施設は高度成長期に集中的に整備された経緯から急速に高齢化が進んでおり、建設後 50 年を経過する施設が、平成 45 年には道路橋の約 67%、トンネルの約 50%、河川管理施設（水門等）の約 64%に達する見込みであるなど、その対策が急務となっている。適切かつ計画的な維持管理・更新を進めて行くための財源及び予算を確保することが地方公共団体にとって大きな課題となっており、その一環として、道路と農業水利施設については平成 29 年度に「公共施設等適正管理推進事業債」が創設され、老朽化対策の推進に係る地方負担の軽減が図られたところであるが、その他社会基盤施設の老朽化対策については適用外となっている。

これらを踏まえ、以下の事項について特段の措置を講じられたい。

1 道路財特法の規定による特別措置の期限延長と拡充

地方創生推進のために真に必要な道路整備の財源及び予算を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を含め必要な措置を講じる

こと。特に、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成 30 年度以降も継続すること。

2 社会基盤施設の老朽化対策に必要な財源の確保

維持管理・更新に必要な財源及び予算を確保するとともに、公共施設等適正管理推進事業債の社会基盤施設全般への対象拡大など、地方への財政支援の拡充を図ること。